

一宮市告示第207号

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月15日

一宮市長 中 野 正 康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり（「返却」欄に日付の記載のあるものを除く。）

なお、同台帳において、「A」、「B」、「C」及び「D」は、別紙図面の「A」、「B」、「C」及び「D」の地区とする。

2 撤去した日時

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり

時間：午前10時00分から午後4時00分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して6月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市栄4丁目6番11号

一宮駅自転車等一時保管所

（電話：0586－71－7100）

5 返還のための手続を受け付ける時間

午後1時から午後7時まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 4 月 7 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 4 月 8 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタンド	荷台		
A 1		8:12			21	リ	01418	M020040088	黒	片	無		
		13:50	セブンイレブン 東										
A 2		8:05			25	ワ	0988Z	F24208182	3枚装	両	有		
		14:00	本町 旧カトミ										
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 4 月 9 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 4 月 10 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 4 月 11 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 4 月 12 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタンド	荷台		
A	1	8:20			23	ワ	42106	SX0086427	黒	両	無		
		13:50	一宮駅東口ビル										
A	2	8:15			京都府警	04-	008-3391	G33G23463	ｸﾞﾚｰ	両	有	サドル不良 10ﾀﾞﾙ(左) 不良	
		14:00	地下駐車場出入口12番										
A	3	8:15			否L			FA310626	黄土色	両	有	後(荷台) にワイヤ	
		14:10	名古屋銀行										
D	1	8:45			否L			STUHF16457	ｼﾙﾊﾞｰ	両	有	前ｶﾞﾛｯﾄ 靴本	
		13:40	梅ヶ枝公園西										
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 4 月 15 日

[illegible]

